

議案第13号

新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

新座市放課後児童保育室条例（平成7年新座市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
	[略]		[略]
東野放課後児 童保育室	新座市野火止六丁目 22番11号	東野放課後児 童保育室	新座市野火止六丁目 22番12号
	[略]		[略]

附 則

この条例は、令和4年3月28日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

東野放課後児童保育室の位置を変更したいので、この案を提出するものである。